

第 1 回宮津市都市計画マスタープラン策定委員会 意見と対応

【意見概要】

<策定委員会の進め方について>

- ・見直しにあたっては、事務局が作ってきた案を基に、日々感じていることなどから、まちづくりについて議論をし決めていく。
- ・何を議論し、何を意見すればいいのかわかりにくいいため、宮津らしいまちづくりに向け、議論のポイントを明確にすることが必要。

<総合計画について>

- ・総合計画策定委員会において議論されている内容の把握が、都市計画マスタープランの見直しにおいて必要。
- ・必要に応じて、総合計画策定委員会のほうにも、こちらの議論の内容について情報提供すること。

<都市計画について>

(全般的なこと)

- ・都市計画マスタープラン、都市計画の規制について、あまり知られていないため、周知が必要。

(土地利用規制について)

- ・規制、制限をかけると、まちなみの見た目は良くなるが、人が住まなくなっていく。これらのバランスをとることが重要。
- ・都市計画区域であることや用途地域の指定があることで、受ける規制により宮津市から与謝野町に出で行った方がいるという事実を認識する必要がある。
- ・景観の規制と、防火の規制のバランスについて、検討すべきでないか。
- ・本当に守るべきものはしっかり守り、あとは緩やかなルールでという選択も必要と感じる。

<景観について>

- ・宮津らしい古い街なみや舟屋など、そういうものを大事にする都市計画マスタープランになればと思う。
- ・宮津にとっては、景観は大事なこと。

<その他>

- ・「宮津は良いところ」と次の世代の子どもたちに誇れるまちを目指すことが大事。
- ・おいしい魚を観光客に届けたい。伊根町に多くの観光客が流れているように感じる。連携をしていくなどの対策が必要。
- ・子育てのしやすいまちづくりや住んでいる人が住みやすいまちづくりは大事。
- ・空き家の問題について、移住者をどう捕まえるかが大事になってくると思う。

【対応】

⇒ 策定委員会の進め方として、特に配慮する。

⇒ 上位計画である「総合計画」と整合するよう、しっかりと連携する。

⇒ 都市計画マスタープランに明確に記載。

(現都市計画マスタープランでは、P51 に行政の役割として、「まちづくりに関する情報提供や啓発活動」と記載しているが、よりわかりやすく周知するよう、更に強調する。)

⇒ 「健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと」と「適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきこと」の都市計画の基本理念の下、地域の求める多様性を踏まえ、地域地区等の市が定める都市計画を検討。

⇒ 都市計画マスタープランに明確に記載。

(現都市計画マスタープランでは、P32 の「景観形成の方針」(全体)において、歴史的な街なみや市街地の景観保全・形成を記載。天橋立周辺の景観保全は P42 の地域構想でしか記載されていない。これらを改善。)

⇒ 都市計画マスタープランに追記。

(次世代の子どもたちに誇れるまちづくり 近隣市町との連携 子育て 空家)

現在の都市計画マスタープランへの意見反映のイメージ

③ 緑があふれ、憩いとにぎわいの空間を有する市街地の形成

【公園の整備】

海・山・川などの自然環境を保全・活用し公園緑地機能の充実を目指します。

また、観光交流にも寄与し、自然と共生する拠点として丹後海と星の見える丘公園や、まちなか観光を促すポケットパーク等の公園整備を促進します。

【宮津港の活用】

本市の貴重な財産である水際空間を積極的にまちづくりに活用し、親水空間・緑地空間の再整備や創出を図ります。

④ 自然環境に配慮した都市づくりを進める

【河川の整備】

安全なまちづくりのために河川の計画的な整備を進めるとともに、景観形成や生物生態系にも配慮し、親水機能にも配慮した河川の整備を図ります。

【下水道の整備】

快適で環境に優しいまちづくりを目指して、公共下水道の整備を進めます。また、その他の地域については、水洗化総合計画の具現化に努めるとともに、浄化槽の普及に努めます。

【その他公共施設の整備】

周辺環境に配慮しながら、火葬場、公共墓地の整備を推進するほか、市街地形態の変化に即した公衆便所等のバランスのとれた公共施設の整備を図ります。

1. 景観形成の方針

(1) 景観形成の基本的な考え方

- 歴史的まちなみの景観保全・修景を進め、積極的に生かすまちづくり
- 観光・交流都市として、市街地・集落景観、道路の沿道景観の形成
- 緑多い潤いのある市街地景観の創出
- 山並みやリアス式海岸などの自然景観を大切にすまちづくり

・景観は大事という意見も踏まえ、見直していく。
・天橋立周辺の景観については、当時記載していない。

(2) 景観形成の方針

① 歴史的まちなみの景観保全・修景を進め、積極的に生かすまちづくり

市街地に残る歴史的な景観を保全するとともに、観光交流などのまちづくりへの活用も視野に入れたまちなみの修景を進めます。また、海業や観光農業など、新たな観

現在の都市計画マスタープランへの意見反映のイメージ

光交流振興に向けた環境整備を進めます。

- ② 観光・交流都市として、市街地・集落景観、道路の沿道景観の形成
宮津市の玄関口として、また、新たな観光交流の拠点として、宮津駅及び宮津港周辺の景観形成を進めるとともに、市内幹線道路の沿道景観形成を進めます。
また、市民による景観づくりに向け、市民会議やシンポジウムの開催などを行い、地域の特性を活かした景観形成を図ります。
- ③ 緑多い潤いのある市街地景観の創出
道路、河川、公共施設などの緑化の推進や、緑のネットワークの形成などを図ります。
- ④ 山並みやリアス式海岸などの自然景観を大切にすまちづくり
自然環境の保全を進めるとともに、周辺の自然環境へ配慮した景観づくりを進めます。

2. 住宅・住環境整備の方針

(1) 住宅・住環境整備の基本的な考え方

- ゆとりある暮らしを感じることでできる環境をハード・ソフト両面から創造
- 少子高齢化に対応するだれもが安心して暮らせる住宅・住環境の整備

(2) 住宅・住環境整備の方針

- ① ゆとりある暮らしを感じることでできる環境をハード・ソフト両面から創造
住宅マスタープランに基づく、総合的な住宅政策の推進を図ります。
また、良質で安全に安心して暮らせる住環境づくりに向けた地区計画制度の活用や、建築協定や緑化協定等によるまちなみ保全のほか、住宅のバリアフリー化などを促進します。
- ② 少子高齢化に対応するだれもが安心して暮らせる住宅・住環境の整備
良質で低廉な住宅を確保するため、民間活力を活用した基盤整備などを促進し、良質な住宅団地などの形成を図ります。また、建替などにより公営住宅の充実を図り、居住水準の向上を推進します。
また、福祉・医療等の施策と連携しながら、高齢者、障害のある人なども住みやすい住宅の供給・改善を推進します。

これからのまちづくりの展開

全体構想、地区別構想に示した都市計画の方針を踏まえ、魅力的な都市づくりを進めるため、市民、事業者、行政それぞれが長期的な視点に立ち、互いに責任をもって協働でまちづくりを推進することとします。

また、協働によるまちづくりを円滑にするには、市民・事業者・行政がパートナーとして、それぞれの役割を果たす必要があります。

1. 市民・事業者・行政の協働の役割

○ 市民及び事業者の役割

- ・ 自らがまちづくりの主役であるという意識の醸成
- ・ 身近なまちづくりへの参加
- ・ まちづくり協議会やまちづくりNPOの設立、参加
- ・ まちづくりに対する提案
- ・ まちづくりのルールづくりと実行
- ・ まちづくり事業への理解と協力

・わかりやすくする、より周知することを明記していく。

○ 行政の役割

- ・ 都市施設の整備
- ・ 都市計画の策定と活用
- ・ まちづくりに関する情報提供や啓発活動
- ・ 市民が参加しやすい場づくり
- ・ 市民のまちづくり活動の支援
- ・ まちづくりのルールづくり